

医療法人共生会 長崎友愛病院
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：子育て目的の休暇の取得促進

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 男女問わず、子育て目的の年次有給休暇を取得しやすいよう、小学生以下の子を持つ職員に対して年次有給休暇の取得を最低でも年5日以上取得するよう促す。

目標2：男性の育児休業制度の利用促進

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 男性の育児休業取得の取得を促すため、全職員へ制度の周知を行うとともに、配偶者出産予定の連絡を受けた際に、対象職員に対して個別に制度説明を実施することにより、今後3年間に最低でも取得実績1名を目標とする。

目標3：子の看護等休暇の利用促進

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 子の看護等休暇を取得しやすいよう時間単位での取得の場合に勤務時間中の抜けによる時間休暇を認めるとともに、制度を全職員に周知し理解を促す。

目標4：若年者に対する職場体験等の機会の提供を行う。

＜対策＞

- 令和7年 4月～ 地域の中学生や高校生の職場体験学習、専門学校生等の実習、および医学生の臨床実習を年間5名を目標に受け入れ、就業体験機会の提供を行い、将来的な採用機会の確保につなげる。

※上記対策を毎年実施していく。